

## 広島国際学院大学における競争的資金等取扱いに関する規程

平成 19 年 11 月 6 日

規程第 102 号

沿革 平成 25 年 3 月 10 日改正

(目的)

**第 1 条** この規程は、広島国際学院大学（以下「本大学」という。）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正な運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において競争的資金等とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本大学の専任教員で、第 1 項及び前項に掲げる研究費補助金を 1 人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

4 この規程において、「経理規程」とは、「学校法人広島国際学院経理規程」を、「旅費規程」とは、「学校法人広島国際学院旅費規程」を、「固定資産調達及び固定資産等管理規程」とは、「学校法人広島国際学院固定資産及び物品調達規程」及び「学校法人広島国際学院固定資産等管理規程」をいう。

(法令等の遵守等)

**第 3 条** 研究代表者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

**第 4 条** 本大学に、競争的資金等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

**第5条** 本大学に、競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、実質的責任を負うものとする。

(学部等責任者)

**第6条** 本大学の学部等に、競争的資金等に関する運営・管理の責任者を置き、学部長又は総合教育センター長をもって充てる。

2 学部等責任者は、部局等に競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任を負うものとする。

(経費管理責任者)

**第7条** 本大学に、競争的資金等に関する研究費使用ルール等の責任者を置き、事務部庶務課長又は事務部長が指名した事務部庶務課職員をもって充てる。

2 経費管理責任者は、研究費使用ルールの遵守、予算執行、支出状況の責任を負うものとする。

(公募の申請)

**第8条** 公募要領により競争的資金等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は経費管理責任者に遅滞なく届け出るものとする。

(競争的資金等の経理事務の委任)

**第9条** 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理に関する事務を、統括管理責任者に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、統括管理責任者は経費管理責任者にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

**第10条** 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに経理規程、旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

(競争的資金等の預託)

**第11条** 競争的資金等の受入れ口座は、交付者が指定する名義の口座とする。

2 研究代表者等が競争的資金等の受払いに使用する専用口座は、個別に開設する。

(間接経費の大学への譲渡)

**第12条** 研究代表者等は、間接経費の本大学への譲渡に関する権限を、最高管理責任者に委任するものとする。

2 間接経費の経理事務は、競争的資金等の取扱いに準ずる。

(競争的資金等により取得した設備等の寄付手続等)

**第13条** 最高管理責任者は、競争的資金等により取得した設備・備品（以下「設備等」という。）の寄付受入に関する権限を、統括管理責任者に委任するものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本大学に寄付を行うこととされているものにあつては、固定資産管理規程に則り寄付手続を行わなければならない。  
（設備等の管理の委任等）

**第14条** 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに、本大学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を統括管理責任者に委任することができる。

3 第1項に規定する研究代表者等は、設備等の管理事務を委任したときは、使用責任者として責務を果たすものとする。

（管理帳簿への記録）

**第15条** 前条第1項に掲げる設備等を取得したときは、経理規程に準じ、固定資産管理台帳に記録しなければならない。

（研究代表者等の管理する物品の減価償却の方法）

**第16条** 第14条第1項に規定する設備等は、経理規程に準じて減価償却を行うものとする。

（事故等の報告）

**第17条** 第14条第1項に規定する研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。

（規程の改廃）

**第18条** この規程の改廃は、学長の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。